

宮城県公安委員会規則第15号

特例施設占有者の指定等に関する規則を次のように定める。

平成19年12月4日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 遺失物法施行令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、別記様式第1号の指定通知書により遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の指定をしなかったときは、別記様式第2号の不指定通知書により当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）に基づき発行される宮城県公報をいう。以下同じ。）への登載により行うものとする。

(公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、宮城県公報への登載により行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づく聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、別記様式第3号の指定取消通知書により当該施設占有者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、宮城県公報への登載により行うものとする。

(報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、別記様式第4号の報告等要求書により行うものとする。

(指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（以下単に「指示」という。）は、別記様式第5号の指示書により行うものとする。

- 2 第4条第1項の規定は、指示について準用する。この場合において、同条同項中「規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）」とあるのは「指示」と、「聴聞」とあるのは「弁明の機会の付与」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための手続その他この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（令和元年9月27日公安委員会規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

宮城県公安委員会 印

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

理 由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部総務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委第 号

## 指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日  
付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので  
通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理 由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
殿

遺失物法 第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり 報 告 資 料 の 提 出 を 求 め る 。  
保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部総務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
殿

遺失物法 第26条第1項  
第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

指示事項

指示をする理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部総務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。